

地域指定年度	昭和 48 年度
計画策定年度	昭和 48 年度
計画見直し年度	昭和 54 年度
	平成元年度
	平成 8 年度
	平成 14 年度
	平成 19 年度
	平成 26 年度

東員町農業振興地域整備計画書

令和 4 年 8 月

三重県員弁郡東員町

目 次

第1	地域の振興方向	1
1	農業振興の方向.....	1
	(1) 地域の概要.....	1
	(2) 農業振興の基本構想.....	1
	(3) 農業生産等の目標.....	1
	(4) 農業経営等の目標.....	2
2	農業振興地域整備計画の特色.....	2
	(1) 経過と変更の理由.....	2
	(2) 計画の特色.....	2
第2	農用地利用計画	4
1	土地利用区分の方向.....	4
	(1) 土地利用の方向.....	4
	ア. 土地利用の構想.....	4
	イ. 農用地区域の設定方針.....	5
	(2) 農業上の土地利用の方向.....	6
	ア. 農用地等利用の方針.....	6
	イ. 用途区分の構想.....	7
	ウ. 特別な用途区分の構想.....	7
2	農用地利用計画.....	7
第3	農業生産基盤の整備開発計画	8
1	農業生産基盤の整備及び開発の方向.....	8
2	農業生産基盤整備開発計画.....	8
3	森林の整備その他林業の振興との関連.....	9
4	他事業との関連.....	9
第4	農用地等の保全計画	10
1	農用地等の保全の方向.....	10
2	農用地等保全整備計画.....	10
3	農用地等の保全のための活動.....	10
4	森林の整備その他林業の振興との関連.....	11
第5	農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画 ...	12
1	農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向.....	12
	(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標.....	12
	(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向.....	12
2	農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策	13
3	森林の整備その他林業の振興との関連.....	13

第6	農業近代化施設の整備計画	14
1	農業近代化施設の整備の方向	14
2	農業近代化施設整備計画	14
3	森林の整備その他林業の振興との関連	14
第7	農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画	15
1	農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向	15
2	農業就業者育成・確保施設整備計画	15
3	農業を担うべき者のための支援の活動	15
4	森林の整備その他林業の振興との関連	15
第8	農業従事者の安定的な就業の促進計画	16
1	農業従事者の安定的な就業の促進の目標	16
2	農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策	16
3	農業従事者就業促進施設	17
4	森林の整備その他林業の振興との関連	17
第9	生活環境施設の整備計画	18
1	生活環境施設の整備の目標	18
2	生活環境施設整備計画	22
3	森林の整備その他林業の振興との関連	22
4	その他の施設の整備に係る事業との関連	22
第10	附 図（別添）	23
1	土地利用計画図（付図1号）	
2	農業生産基盤整備開発計画図（付図2号）	
3	農用地等保全整備計画図（付図3号）	
4	農業近代化施設整備計画図（該当なし）	
5	農業就業者育成・確保施設整備計画図（該当なし）	
6	生活環境施設整備計画図（付図6号）	
別記	農用地利用計画	24
(1)	農用地区域	24
ア	現況農用地等に係る農用地区域	24
イ	現況森林、原野等に係る農用地区域	24
(2)	用途区分	24

第1 地域の振興方向

1 農業振興の方向

(1) 地域の概要

本町は、三重県の北部に位置し、西はいなべ市、南は四日市市、東は桑名市と接している。中央を員弁川が東流し、北部に向かって標高100m前後のゆるやかな丘陵地を形成している。町域は、東西約5km、南北約7.3km、総面積22.68km²である。

気候は比較的温暖で、過去30か年の平均値によれば、年間平均気温15.8℃(最高36.0℃、最低-3.2℃)、年間降水量1,589mm、1日平均日照時間5.2時間となっている。

道路網は、中央北寄りを東西に横断する国道421号及び南部を通過する国道365号を軸として、主要地方道、県道及び主要町道が放射状に伸び、それぞれの地域を結んでいる。また、町の南部には東海環状自動車道の整備が推進されており、東員インターチェンジが平成28年8月に開通した。その後は新名神高速道路の四日市ジャンクションとの連結も計画されているため、大都市名古屋(約30km)との利便性も一層向上することとなる。

公共交通機関は、三岐鉄道北勢線が町の中央を通過し、バス路線は、大規模住宅団地(笹尾西、笹尾東、城山)と名古屋を結ぶ高速バスのほか、三重交通や八風バスによる路線バス、町営のコミュニティバスが運行している。

町の人口は、北部丘陵地に大規模住宅団地(西桑名ネオポリス)が開発造成された昭和50年ごろから名古屋市、桑名市及び四日市市のベッドタウンとして増加してきたが、近年、人口は減少に転じている。住民の就業構造についても、第1次産業から第2次、第3次産業へ移行し、農業就業人口は減少傾向にある。

(2) 農業振興の基本構想

本町では、今後も、農業・農村の発展と農地等土地の保全と有効利用を図るため、農業者、農業団体等関係者の創造的、積極的な取り組みの下に、効率的かつ安定的な農業経営を図っていく。これらの経営が地域における農業生産の概ねを担うような農業構造を確立するため、次の主要施策を展開していく方針である。

- ・営農意欲の高い担い手農家の育成・確保と経営規模拡大のための農地の集積化を推進する。
- ・生産の再編成を目的とした地域営農集団の組織化及び経営体の企業化を推進する。
- ・農商工連携や6次産業化による農産物の加工製品の開発研究とブランド化を推進する。
- ・特産品として開発できるような新品種の作物の導入を推進する。
- ・有機栽培等、付加価値のある農産物の生産により、地産地消を推進する。
- ・流通システムの合理化を図る。

(3) 農業生産等の目標

本町は、平坦地の水田を主とした水稻中心の農業が行われている。ほ場整備、集落排水等の農業生産基盤の整備率は100%に近い。近年では転作の麦、大豆の作付けが定着し団地化も図られており、今後も、水田を中心とした土地利用型農業の活性化を図り、安定し

た水田農業経営の確立を推進する。

また、農業生産の収益性向上により農業がやりがいのある産業として確立することを目指し、果樹等の新品種導入や有機栽培等の付加価値の高い農業を推進する。さらに、それらの農産物を活用し、加工・販売等を行う 6 次産業化や農商工連携による特産品開発等を目指していく。

農業経営基盤強化の促進における基本的構想においては、主穀中心経営を行う担い手農家 30 戸（うち法人 3 組織）を育成・確保することとしている。その他、担い手農家として、イチゴ経営 1 戸、花壇苗等中心経営 1 戸の育成・確保及び水田の利用集積の推進を目指していく。そして、これら効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェア 90%程度を目標とする。

（４）農業経営等の目標

高度な技術と優れた経営感覚を有する担い手農家の育成・確保を図るため、作業委託及び利用権の設定による農地の利用集積等、関係機関と一体となって推進していく。

また、地域での話し合い活動を実施しつつ、集落営農の組織化・法人化を目指した組織経営の効率化を図っていく。

2 農業振興地域整備計画の特色

（１）経過と変更の理由

本町は、昭和 48 年度に農業振興地域を指定し、農業振興地域整備計画を策定した。その後、経済社会情勢の変化に対応すべく数回の重要変更を実施するとともに、毎年の随時変更により個別の土地需要等に対応してきている。

今回の農業振興地域整備計画の変更は、農振法及び農地法の改正（平成 21 年 12 月施行）内容に基づいて行うとともに、町を取り巻く農業情勢や総合計画その他諸計画との整合性を図りつつ、今後 10 年を見通した総合的な見直し、計画策定を実施するものである。

今後の本町は、高齢化・少子化が進む中、また、経済社会諸活動が量的拡大から高付加価値化や構造改革等の質的变化へ転換する中で、非農業的土地需要の圧力鈍化が予想される反面、東海環状自動車道をはじめとする大規模プロジェクトを契機とした非農業的土地需要の増加が予想されている。

このようなことから、計画的な土地利用の確保が重要となっており、特に、食料の安定供給はもとより自然環境の保全、良好な景観の形成などの多面的機能に寄与する農用地等を良好な状態で確保するため、農業振興地域制度の適切な運用を図ることが必要となっている。

（２）計画の特色

この計画は、本町を取り巻く農業情勢や総合計画その他諸計画との整合性を図りつつ、今後 10 年を見通した総合的な見直し、計画策定を実施するものである。

内容としては、法改正をふまえ、10ha以上の集団的農用地等を明確化した上で農用地として確保・保全していく土地を地形図上に明記し、町の農業の発展につながる適正な土地利用計画として策定した。また、水稻を中心とした土地利用型農業の活性化を目指し、担い手農業者への農地の流動化による農地の集約化を図るとともに、既存水利施設の補修等により生産性の維持向上を図る農業振興計画として策定した。

これらにより、農用地の効率的かつ総合的な利用促進や農業所得の向上を図り、魅力的で活力のある農業経営の発展とともに農業後継者の育成、営農意欲の向上を目指すものである。

第2 農用地利用計画

1 土地利用区分の方向

(1) 土地利用の方向

ア. 土地利用の構想

町全体の土地利用については、町全域が中部圏都市整備区域に指定されているため、中小企業工場の進出や大規模住宅団地の開発が進み、農村部においても緑農住区開発関連土地基盤整備事業等に伴う緑住区等都市的利用が増加しているが、農用地及び農村集落等農村的土地利用は、農業振興地域として確保されている。

農業振興地域(1,302.3ha)内の農用地については、土地基盤整備がほぼ完了している。このため、農作業受委託、利用権設定等の制度を活用した担い手農家への利用集積を通じて、地域農業経営基盤の強化を促進しているところである。さらに今後は、農作業効率の高い集団的な優良農地を積極的に確保し、必要に応じ、大区画等の再整備も検討しながら、一層の有効利用を推進する方針である。

一方、南部地域では、東海環状自動車道及び新名神高速道路の工事が着手され、東員インターチェンジは平成28年8月に開通した。特に、インター周辺では商業施設や流通業務施設等の土地需要が増加している。今後は優良農地の保全を基本に、地域経済の活性化に留意して、都市的土地利用と農業的土地利用の計画的再編を検討し、適正な土地利用を図る。

以上の構想に基づく用途別利用の構想は次のとおりである。

表 農業振興地域内面積の見通し

単位：ha、(%)

	農用地	農業用 施設用地	森林原野	その他	計
現在	752.7 (57.8)	4.7 (0.3)	23.0 (1.8)	521.9 (40.1)	1302.3 (100)
目標 (H35)	725.0 (55.7)	4.3 (0.3)	23.0 (1.8)	550.0 (42.2)	1302.3 (100)
増減	△27.7	△0.4	—	28.1	—

(注) △：マイナス

上段：面積 下段：比率

イ. 農用地区域の設定方針

ア) 現況農用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある現況農用地約 752.7ha のうち、a～c に該当する農用地で、次の地域、地区及び、施設の整備に係る農用地以外の農用地約 604.6ha について農用地区域を設定する方針である。

(農用地区域としない地域、地区及び施設に係る農用地)

地域、地区及び施設等の名称 又は計画名	位置 (集落名等)	面積 (ha)			備考
		農用地	森林 その他	計	
該当なし					

- a 10ha 以上の集団的に存在する農用地
- b 国または県の補助による土地改良事業又はこれに準ずる事業（防災事業を除く。）の施行に係る区域内にある土地
- c a 及び b 以外の土地で、農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るため、その土地の農業上の利用を確保することが必要である土地
- ・ 地域の特産物を生産している農地で産地の形成上確保しておくことが必要な土地
 - ・ 農業生産基盤整備事業の実施が予定されている土地
 - ・ 周辺の優良農地の保全や農業水利上の悪影響を防止するため確保する必要がある農地
 - ・ 農業経営基盤強化促進法に基づく認定農業者等の担い手の経営地に隣接する一定規模の土地等、将来当該担い手に集積することによって経営規模の拡大と農業経営の合理化を図ることが適当な土地
 - ・ 農業経営基盤強化促進法に基づく特定農業法人が集積することとされている農用地
- ただし、c の土地であっても、次の土地については、農用地区域には含めない。
- (a) 集落内に介在する農用地
- 該当集落 12 集落
- 該当農用地面積 約 60.6ha
- (b) 自然的な条件等から見て、農業の近代化を図ることが相当でないと認められる次に掲げる農用地
- 川北地区 約 41.8ha
- 川南地区 約 23.6ha
- (c) 道路沿線として開発が進みつつある次に掲げる農用地
- 県道桑名大安線沿線 約 8.2ha
- 国道 365 号 約 8.0ha
- 国道 421 号 約 5.9ha

イ) 土地改良施設等の用に供される土地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある土地改良施設のうち、ア)において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在又は隣接するものであって当該農用地と一体的に保全する必要があるものについて、農用地区域を設定する。

ウ) 農業用施設用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある農業用施設用地のうち、ア)において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在又は隣接するものであって当該農用地と一体的に保全する必要がある及び次に掲げる農業用施設用地について、農用地区域を設定する。

農業用施設の名称	位置	面積 (ha)	農業用施設の種類
ライスセンター 大豆等集出荷施設	北大社	1.9	加工・出荷施設
育苗研修交流施設	山田	0.3	温室
育苗施設	北大社	0.3	生産施設
その他現況農用地に 介在または隣接する 農業用施設用地	町全域	2.2	—
計		4.7	

エ) 現況森林、原野等についての農用地区域の設定方針

該当なし。

(2) 農業上の土地利用の方向

ア. 農用地等利用の方針

本町の農業は、水稻作を中心とした土地利用型農業を主体としている。農用地約 604.6haのうち、川北（A）地区約 418.3ha、川南（B）地区約 186.3ha の両地区ともほ場整備が完了している。今後は、農地の集団化や農作業の省力化等による生産性の高い農業の振興を図り、合理的かつ効率的な土地利用体系の確立に努める。

また、生産調整政策の実施に伴った麦・大豆の作付けが定着し、団地化とブロックローテーションによる栽培が確立されつつあるものの、施設野菜及び園芸作物は極めて少ない。

畑約 28.6ha については露地野菜作付けや市民農園としての利活用を促進し、樹園地約 1.3ha は、優良果樹の導入等を促進する。

一方、都市近郊型農村の優位性を活かした施設野菜についても、経営規模の拡大等自立経営農家の育成確保を目指す。

表 農用地区域面積の現況と将来

単位：ha

		農地	採草 放牧地	混牧林地	農業用 施設用地	計	森林・ 原野等
川北地区	現況	418.3	—	—	4.4	422.7	—
	将来	418.3	—	—	4.4	422.7	—
川南地区	現況	186.3	—	—	0.3	186.6	—
	将来	186.3	—	—	0.3	186.6	—
合計	現況	604.6	—	—	4.7	609.3	—
	将来	604.6	—	—	4.7	609.3	—

(注) —:該当なし

イ. 用途区分の構想

各地区で農業生産基盤や生活環境の整備、農業用施設の近代化等を促進し、優良農地の確保及び保全に努めるものとする。

地区別用途区分の構想は、次のとおりである。

1) 川北地区

地区内の現況田約 402.7ha については、将来とも田として利用する。現況畑約 14.8ha 及び現況樹園地約 0.8ha については、それぞれ将来とも畑及び樹園地として利用する。

2) 川南地区

地区内の現況田約 172.0ha については、将来とも田として利用する。現況畑約 13.8ha 及び現況樹園地約 0.5ha については、それぞれ将来とも畑及び樹園地として利用する。

ウ. 特別な用途区分の構想

本地域では、特別な用途区分は特に設定しない。

2 農用地利用計画

別記のとおりとする。

第3 農業生産基盤の整備開発計画

1 農業生産基盤の整備及び開発の方向

本町の農地は、ほ場整備事業や農村総合整備モデル事業等各種補助事業の実施により、ほ場整備、集落排水、農道等の農業生産基盤の整備率が概ね100%となっている。

しかし、農業用排水施設等の老朽化が進んでおり、基幹水利施設ストックマネジメント事業により老朽化した用排水の補修が進められている。

今後は、引き続き老朽化した用排水施設の補修を進めることで、水資源の確保に努め、水利用の安定と合理化を図っていくとともに、ほ場の大区画化を検討し、高性能な大型農業機械の導入による生産性の向上を図っていく。

(1) 川北地区

本地区においては、緑農住区開発関連土地基盤整備事業 313.9ha 及び団体営ほ場整備事業穴太地区 57.1ha、農村総合整備モデル事業筑紫工区 6.9ha、八幡新田工区 6.9ha、あわせて 384.8ha のほ場整備が完了している。

また、本地区は河岸段丘の上に広がる土地で水利条件が悪かったことから、江戸時代には六把野井水、昭和 25 年には神田用水が整備され、現在も地域の農業用水として使用されている。

しかし、基幹的な農業水利施設の多くは整備後相当の期間が過ぎ、老朽化が進んだことで施設の長寿命化を図るための事業が実施されている。今後も農業用施設の適切な維持管理を推進するとともに、稲作中心の水田農業を維持、保全していくために、高性能な大型農業機械の導入による生産性の向上を図り、高生産性農業の確立を目指す。

(2) 川南地区

本地区においては、県営ほ場整備事業大安東部地区、南大社工区 76.2ha 及び農村総合整備モデル事業長深工区 16.6ha、あわせて 92.8ha の土地基盤整備が実施された。

今後は、利用集積による農地の集団化を推進し、高性能な大型農業機械の導入による生産性の向上を図るとともに、整備された土地改良施設の適切な更新に努めつつ、農地の保全を図る。

2 農業生産基盤整備開発計画

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	備考
		受益地区	受益面積 (ha)		
農業水利施設保全合理化事業 (神田 3 期地区)	取水ゲート、揚水機場ポンプ更新、配水槽補修 他	山田他	285.8	—	R2～R4
〃 (神田 4 期地区)	転倒堰、ハイブリッド堰更新、幹線水路補強 他	山田他	120.4	—	R2～R5

3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

4 他事業との関連

町の南部地域では、東海環状自動車道及び新名神高速道路の工事が進められ、平成28年8月に東員インターチェンジが開通した。今後の農道整備等に当たっては、広域幹線道路等の整備により交通量の増加や流通条件の向上が見込まれるため、これらとの連携に留意していく。

第4 農用地等の保全計画

1 農用地等の保全の方向

農地は、農業生産にとって最も基礎的な資源であり、食料の安定供給はもとより、国土の保全や生物の生息空間など農地の持つ多面的機能を十分に発揮するため、その保全に努めていかなければならない。

しかし本町では、農業従事者の高齢化・後継者不足等により、農地の維持・管理が難しく、資産保有型の経営が目立ち、農地集積による生産性の向上が図られていない。

今後は、地域の状況に応じた老朽化施設の再整備等による生産基盤の強化を図るとともに、担い手、地域農業集団への利用集積及び麦・大豆や地力増進作物などの転作作物の導入により耕作放棄地の発生を抑制し、農地を良好な状態で維持・保全していく。

また、都市近郊農村の優位性や東海環状自動車道東員インターチェンジの整備にあわせた交流人口の増加を踏まえた市民農園や体験農園、レクリエーション農園としての利用による、農地の保全・有効利用を促進する。

2 農用地等保全整備計画

名称	地区名	締結時期	有効期間	構成員	内訳	備考
農地・水保全管理支払交付金	神田・稲部	R4. 4. 1	5年	筑紫他8自治会 神田土地改良区	協定面積 331. 95ha	ECO 鼻肩 R4～R8
	三和	R4. 4. 1	5年	南大社他2自治会 員弁川用水第二土地改良区、三和小学校PTA、三重北農業協同組合	協定面積 144. 29ha	三和集落資源エコ隊 R4～R8

3 農用地等の保全のための活動

本町では、町内の耕作放棄地解消に積極的に取り組んでおり、平成12年度に約2.7% (21.4ha)であった耕作放棄地率を平成24年度には約0.9% (6.8ha)まで減少させている。また、長深地区や中上地区では耕作放棄地解消作物の試験を行っている他、休耕田のコスモス畑としての活用により良好な景観の形成に努めている。

しかし、農業従事者の高齢化の進行や後継者不足等に伴い、今後、農用地の効率的かつ安定的な利用が必要となっている。そのため、今後も耕作放棄地の再生利用を積極的に支援するとともに、農業委員会や農協、東員町地域農業再生協議会等の関係機関と一体となって農地利用集積円滑化事業などの普及を行い、認定農業者等への利用集積を促進し、効率的な農用地の利用を進める。

また、平成24年度より神田・稲部地区と三和地区において、農地・水保全管理支払交付金制度により自治会、農家組合及び土地改良区が一体となって農道や用排水路等の施設

の維持管理、生態系保全活動に取り組んでいる。今後もこれらの取り組みにより、地域一体となって農用地等の保全に努める。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第5 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

本町の農業経営は、その立地条件と恵まれた気候を活かして、水稻作を中心に発展し、将来においても、この経営形態は変わらないものと予想される。

そのため、今後も水稻を基幹作目とし、担い手農業者等により組織化されている農業団体への支援を図るほか、農業経営基盤強化促進法に基づく認定農業者等の支援を行い、経営感覚に優れた効率的かつ安定的な農業経営の育成を推進し、地域農業の発展を目指す。

なお、地域農業の中心となる経営体の目標として、他産業従事者並みの所得に相当する年間農業所得 400 万円程度（1 農家（主たる従事者 1 人あたり）、年間労働時間 1,800 時間程度（主たる従事者 1 人あたり）を水準に設定し、農業構造の確立を図ることとする。

営農類型		目標規模	作目構成	戸数	集積目標面積 (ha)
個人経営	主穀中心経営A型	経営規模 20ha (水稻 10ha、小麦 5ha、大豆 2ha、作業受託 5ha)	水稻+小麦+作業受託	20	400
	主穀中心経営B型	経営規模 19ha (水稻 10ha、小麦 5ha、作業受託 3ha、露地野菜 1ha)	水稻+小麦+作業受託+露地野菜	7	142
	施設イチゴ、イチジク中心経営	経営規模 0.6ha (イチゴ 0.3ha、イチジク 0.3ha)	イチゴ+イチジク	1	—
	花壇苗等中心経営	経営規模 0.3ha (パンジー等 0.3ha)	パンジー等	1	—
組織経営体	主穀中心経営A型	経営規模 42ha (水稻 25ha、小麦 12ha、大豆 2ha、作業受託 5ha)	水稻+小麦+作業受託	3	135
合計				32	677

(注) 資料：東員町農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想

(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

農地の有効利用は、地域内の共通の問題点であり、地域及び集落ぐるみで取り組む必要がある。このため、農家組合や地域営農集団等の組織活動を強め、農地の権利移動を積極的に推進し、計画的、集団的な農地利用を推進する。

また、企業的感觉を持った農業経営体の育成を図り、担い手農業者の経営規模拡大及び経営の安定を図るよう誘導するものとする。

2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策

農業経営基盤強化の促進に関する諸対策とともに、認定農業者等担い手の確保・育成と農地の利用集積を進め、水稻を中心に麦、大豆等の土地利用型作物を組み合わせた効率的で生産性の高い水田農業経営の体質強化を図る。また、人・農地プラン等を活用し、地域の担い手の明確化や農地の流動化等により、農地の有効利用や生産性の向上を推進する。

なお、効率的土地利用体系の確立として、効率的かつ安定的な農業経営の目標に示す担い手農家の経営農地の町全体農用地に占める利用シェアを70%、このため必要とする農地利用集積面積を約427haとして目標の達成に努める。

(1) 地域農業集団及び農業生産組織の育成

農業者の高齢化とともに後継者不足が進んでおり、農業従事者の減少による耕作放棄地の増加も懸念されている。そのため、今後、経営の合理化と農地の有効利用を計画的に推進するため、集落の合意形成を図りつつ、担い手を軸に意欲ある農家で構成される農業生産組織の育成と、地域農業集団の育成を図っていく。さらに、地域農業集団は、体制強化やその経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を推進する。

(2) 農用地利用集積事業、農地利用集積円滑化事業、農地移動適正化あっせん事業等農用地の流動化対策

東員町地域農業再生協議会や農協等の推進体制を確立し、農地の売買、貸借、遊休農地等の情報を集め、地区農業の担い手に農地の流動化を図ることにより、担い手の規模拡大と経営の確立を推進していく。

また、農地利用集積円滑化団体の機能を活用して、地区農業振興部会を単位とした集団的な水田の利用調整を行うとともに、ほ場の大型化による高能率な生産基盤条件を活かすため、利用権設定等促進事業を実施する。

(3) 農作業の受委託の促進対策

担い手による農作業の受委託を積極的に推進し、農業機械の共同利用による過剰投資を抑えたコスト低減や労働力の軽減を目指した農業経営の合理化を図る。

また、農業委員会や農協などの農業団体を通じ、兼業農家や高齢農家から、担い手農業者への農作業の委託を促進し、生産性の維持向上と農地の有効利用を推進する。

(4) 環境保全型農業直接支援対策

地球温暖化防止や生物多様性保全を目的として、環境保全型農業を推進していく。本町では、環境保全型農業直接支払交付金を活用し、カバークロープと有機農業に取り組んでおり、今後も環境へ配慮した農業を推進する。また、環境に配慮した農産物のブランド化等、付加価値の創出を図っていく。

3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第6 農業近代化施設の整備計画

1 農業近代化施設の整備の方向

昭和56年以降、農業協同組合を事業主体とする補助事業により、育苗施設、ライスセンター、大型農機具等の農業近代化施設が積極的に導入整備され、地域農業の近代化及び合理化が図られ、共同集出荷による品質規格の統一を図ってきた。

しかし、近年の農業をとりまく情勢は、従事者の高齢化や農産物価格の低迷、さらに消費者ニーズの多様化等への対応が求められている。

今後は、消費の多様化等に対応するため、果樹栽培等の新品種の導入について、栽培指導員等の人材確保や必要な施設整備の検討を行っていく。また、流通体制の確立、流通加工施設の整備を図るとともに、環境に配慮しつつ、売れる米づくりや有機栽培、減化学肥料栽培を糞堆肥の利用促進を図る。

さらに、農業の6次産業化や農商工連携のもと、加工販売や特産品開発により高付加価値化やブランド化を推進していく。

(1) 水稲

本町の平坦地の水田では、水稲栽培が行われており、育苗施設やライスセンター等の近代化施設が整備され、地域農業の合理化が図られている。

今後は、地域の特性を活かした早生・良食味品種の導入及び消費者ニーズに対応した米づくりを推進するとともに、環境や生態系に配慮しつつ、売れる米づくりや有機栽培、減化学肥料栽培を糞堆肥の利用促進を図る。

また、東海環状自動車道東員インターチェンジの整備を契機として、交流施設や直売施設の整備を検討し、地産地消とともに、地域における人、もの、情報等の交流を図り、地域の活性化を促進する。

(2) 施設園芸

本町では水田を利用したイチゴ栽培が行われており、今後も品質の改善、地域の実情に応じた産地の育成及び生産性の向上を推進するため、近代化施設の整備に努める。

さらに、地球温暖化防止の観点や近年の燃料費高騰等に対応するため、ヒートポンプ、再生可能エネルギー等の導入による省エネルギー化を推進する。

2 農業近代化施設整備計画

施設の種類	位置及び規模	受益の範囲			利用組織	対図番号	備考
		地区	面積(ha)	戸数(戸)			
該当なし							

3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第7 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向

国際化の進展、産地間競争の激化、担い手の減少や高齢化など、農業を取り巻く環境は厳しくなっている。本町でも、この厳しい農業環境を背景として新規就農者は年間数名にとどまっており、今後さらに後継者不足や生産者の高齢化が進むと予想される。

このような中で、本町農業を将来にわたって発展させていくためには、新規就農者の確保、育成が最も重要である。そのため、農業経営に関する条件を考慮し、人・農地プラン等を活用しながら進んで就農できる農業・農村の環境づくりを関係機関・団体と連携し推進する。また、農家子弟の就農を促進するだけでなく、町内外から意欲のある多様な新規就農者を確保、育成するため、情報提供や研修機会の充実、定着できる環境づくりを推進していく。

2 農業就業者育成・確保施設整備計画

施設の種類	施設の内容	位置及び規模	施設の対象者	対凶番号	備考
該当なし					

3 農業を担うべき者のための支援の活動

(公財)三重県農林水産支援センターを核として、新規就農から地域の担い手として成長するまでの各段階において総合的に支援する体制の整備を図るとともに、桑名地域農業改良普及センターや東員町地域農業再生協議会、公共職業安定所(ハローワーク)等との連携を図り、就業就職セミナーの開催、就農相談、情報提供等の活動強化を図る。

新たな担い手の確保については、高齢農業者や女性農業者、新たに農業参入を目指す一般企業等についても視野に入れ、多様な担い手を確保し、産地の維持・発展を目指す。

加えて、次世代の担い手の育成対策として、三重県農業大学校を中核的な教育機関として位置づけ、農業高校との連携を促進するとともに、小・中学校における農業体験学習への取り組み促進、新規就農希望者・農業者等のニーズに沿った実践的研修を推進する。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし。

第8 農業従事者の安定的な就業の促進計画

1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

農業を取り巻く厳しい労働環境や経営環境などにより、兼業農家戸数の割合が年々増えており、平成22年現在、販売農家戸数355戸に対して第2種兼業農家戸数292戸と約8割を占めている。農業従事者の他産業就業の状況は、そのほとんどが恒常的勤務であり、今後もこの傾向は変わらないと予測されるため、安定的な就業の場の確保は重要な課題となっている。

今後は、東海環状自動車道の整備等により、通勤時間の短縮、通勤範囲の拡大が見込まれており、兼業農家を中心とした余剰労働力の就業先確保と若年労働力の他市町村への流出防止のため、優良企業を積極的に誘致し、地元採用を積極的に推進することで町内外における人やモノの交流を活性化させ、本町の継続的な振興に結びつけていく。

表 農業従事者の他産業への就業目標

		現在※	令和2年 見通し
第2種兼業農家		355	246
世帯主農業主		46	32
世帯主兼業主	恒常的勤務	147	102
	出稼ぎ・日雇・臨時雇	19	13
	自営兼業	13	9
	計	179	124

(注) 1. 2005年、2010年農業センサス（販売農家）

2. 世帯主兼業主内の割合は、2000年の値を元にした推計値である。

2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策

(1) 農業従事者の就業意向等を把握するための対策

農業委員会における就業相談活動を通じて、農業者の意向を的確に把握するとともに、必要に応じて公共職業安定所を活用し、職業相談、公共職業訓練等の紹介を行い、農外就労の安定化を図る。

(2) 地域農林水産物及びその他の地域資源の利活用による地場産業への就業機会の確保

他産業への就業環境の改善とともに重要な柱となるのが、農業など地域資源を利活用した事業機会、就業機会の創出である。

市民農園等のレクリエーション農園及び特産品直売所を活用し、農業者の生産意欲を高めるとともに就業機会の拡充を図る。さらに、農商工連携や6次産業化の取り組みにより、地域農業の活性化と雇用の創出を図っていく。

また、地産地消を推進し、地域の資源や環境に改めて着目し、地域における人、もの、情報等の交流を図り、地域の活性化を促進する。

(3) 就業先となるべき施設

東員インターチェンジ周辺の商業施設の進出に伴う雇用計画として、地元採用約2,000

人を見込まれている。今後も、東員インターチェンジの整備に伴い企業の進出が予想されるため、地元採用を推進し、農業従事者の就業機会を促進する。

3 農業従事者就業促進施設

該当なし

4 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第9 生活環境施設の整備計画

1 生活環境施設の整備の目標

本町の生活環境施設は、農村総合整備モデル事業をはじめとした各種の補助事業により、その整備を進めてきた。また、北部大規模住宅団地等が整備されたことにより、従来の純農村から田園都市へと変ぼうし、住民相互間の信頼、協調を深めるための対策が進められている。

(1) 安全性

ア. 防災

近年地震による被害が多発しているなか、本町も東海地震を想定した地震対策強化地域の周辺に位置しており、地震災害による家屋の倒壊など一時災害もさることながら、火災などの二次災害が心配され、その被害は広範囲に及ぶものと考えられる。

今後は、より安全で災害に強いまちづくりを目指し、防災資機材の整備・充実を図るとともに、広報やハザードマップ等を活用し、住民の防災意識の高揚や各地域での防災体制の充実を図り、安心して暮らせる安全で災害に強いまちづくりに努める。

イ. 防火

本町の消防体制は常備消防（東員消防署）と消防団（本部、4分団、女性消防団）及び自主防災組織で構成され、住民の生命財産を守るため消防活動を行っているが、都市化の進展により、消防団員の確保が困難となっている。

今後は、常備消防など消防体制の強化を図り、消防施設の整備・拡充を推進するとともに、関係機関の協力のもと、住民の防火意識の高揚を図るなど、火災の予防対策を充実し、安全で災害に強いまちづくりに努める。

(2) 保健性

ア. ごみ・排水処理

本町のごみ処理は、可燃ごみ、不燃ごみ、プラスチック製容器包装ごみ、粗大ごみ、資源ごみと分別処理され、資源ごみとして空きびん3種類、空き缶2種類、ペットボトル及び、雑紙、古紙類、古布類、廃食油を分別収集し、ごみの発生抑制、資源循環の推進を図っている。

また、NPO法人による衣装ケースを利用した生ごみの堆肥化、各自治会主体で古紙類などの資源ごみ回収を実施するなど、住民自らがごみ減量化への取り組みを実施しており、ごみ減量対策として一定の成果を上げている。

今後は、清潔で快適な生活環境づくりのため、住民の意識高揚と分別収集体制の整備を図る。また、ごみ施策への更なる参画を求め、資源循環化社会を目指し、住民の意識高揚と分別収集体制の整備を図る。

し尿処理については、すべての処理が海洋投棄処理から陸上処理へ移行され適正に処理されるようになった。

下水道は、北勢沿岸流域下水道に接続する流域関連公共下水道事業により整備され、現在、認可区域の整備はほぼ完了した。今後も公共用水域の水質保全を図るため、下水道計画区域の見直しを行い、事業を推進していく。また、公共下水道事業計画区域外となる地域については、合併浄化槽による整備の促進を図る。

イ．給水

本町の上水道は、現在、十分な供給量が確保されているが、水は欠くことのできない大切な資源であり、合理的な水利用や水源の保全について、さらに啓発していく必要がある。

農業用水は、県営かんがい排水事業等の施設整備を行った地区以外の地区は2級河川を中心とした河川頭首工に依存しており、近年、揚水機場やパイプライン、井戸等の整備が実施されている。また、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業により太陽光発電施設の整備が計画されており、整備後には土地改良施設の電力として利用するとともに環境学習の場としての活用が予定されている。

今後は、安全で良質な水道水や農業用水の安定供給を図るための施設整備や老朽化施設の補修や耐震対策を推進するとともに、節水や環境エネルギーの活用など環境意識の高揚等の取り組みを計画的、効率的に実施する。

ウ．保健・医療

本町の医療機関は、病院2カ所、診療14カ所、歯科9カ所があり、地域医療は充実している。救急医療については、夜間休日応急診療・病院群による輪番制が整備され、迅速かつ適切な医療が提供できるよう医療機関との連携強化を図っている。

保健衛生については、昭和54年に保健福祉センターを設置し、健康管理に関する正確な情報の提供、健康診査、相談事業等を実施している。また、社会福祉協議会をはじめとして支援機関が、地域の障がい者や高齢者等に対する幅広いサービス事業を行っている。

今後は、住民の健康増進、疾病予防等に関するサポートの充実を図るとともに保健・医療・福祉が連携し、住民の健康づくりに向けた総合的な支援策を推進する。

(3) 利便性

ア．道路

本町の道路網は、町のほぼ中央北寄りを東西に横断する国道421号、南部を通過する国道365号を軸に、主要地方道菰野東員線、主要地方道桑名大安線、一般県道四日市東員線、同多度東員線、同桑名東員線などで構成されている。しかし、これらは順次整備が進められているものの、その多くは幅員が狭く、朝夕の交通混雑を引き起こしている。

今後は、町南部における東海環状自動車道と東員インターチェンジに合わせ、国道421号、365号及び東海環状自動車道と連携のとれた道路網の整備と生活に密着した生活道路、災害に強い道路整備を推進していく。さらに、道路整備にあたっては、安全性や災害時への対応、バリアフリー化、環境・景観に配慮した、安全で快適な道づくりを進めていく。

イ. 公共交通

公共交通機関としては、町の中央を三岐鉄道北勢線が東西に走り、穴太駅、東員駅の 2 駅が設置されている。また、町の南西端を三岐鉄道三岐線が通過し、四日市市との境に北勢中央公園口駅が設置されている。

バス路線は、笹尾・城山地区（住宅団地）と名古屋駅を結ぶ高速バス、三重交通や八風バスによる路線バスのほか、町内を移動する際の交通手段として町営コミュニティバスを運行している。

今後は、住民ニーズに対応した利便性の高い公共交通サービスを提供できるよう、公共交通の総合連携を図っていく。

(4) 快適性

ア. 公園

近年、自然との共生意識が高まり、町民の高齢化も進行する中、余暇活動や健康づくりのための活動へのニーズは高まっている。こうした中、町内には、快適で緑豊かなまちづくりのシンボルとなる環境形成の拠点として、また住民が集い、賑わい、参加交流する場として、中部公園のほか溜池を活用した溜池公園、町出身の歌舞伎役者の功績を記念して整備された歌舞伎公園などの公園が整備されている。

今後も自然とのふれあい、世代間交流などの場となる公園の整備を進め、魅力ある定住環境の形成を図っていく。また、維持管理については、行政直営方式から利用者、住民との協働による方式へ転換を図っていく。

イ. 緑地

緑の確保は、地球温暖化防止に重要な役割を担うとともに、子どもたちの豊かな心を育てる教育環境や住民の快適で潤いのある生活環境を形成するうえで欠かせないものであり、緑は将来に残すべき我々共有の財産である。

今後は、残された丘陵地に広がる緑地の確保、屋敷林や雑木林の保全、公共施設の緑化の推進を図るとともに、住民の緑化に対する意識の向上を一層進めていく。

ウ. 高齢者福祉

本町における高齢化率は、県平均より下回っているが、高齢者数は年々増加傾向にあり、今後急速な高齢化の進展が予測される。また、一人暮らしの高齢者や家族の介護能力の低下等も進んでおり、保険・医療・福祉サービスに対する需要は一層高まると考えられる。

今後は、だれもが安心して自分らしく暮らすことができるように、保険・福祉・医療サービスの質の向上とそれぞれの連携を強化し、総合的な福祉サービスの推進体制の強化を図る。

エ. 児童福祉

本町では、小学区ごとに6つの幼保一体化施設において、就学前の子どもに適切な教育・保育を提供している。多様化されたニーズに対応するため、拠点園において土曜保育を行い、待機児童ゼロを基本に取り組んでいる。さらに、全ての小学校区に放課後児童クラブを整備し、中学校3年生までの医療費の無料化など様々な子育て支援策に取り組んでいる。しかし、その施策は、まだ十分でなく地域の子育て支援や幅広いニーズに対応していく必要がある。

今後も、より一層の保育内容、教育内容の充実に努めるとともに、地域に開かれた保育園・幼稚園にする必要がある。

オ. 障がい者福祉

本町では、住民の高齢化の進行や生活様式の変化等とともに、障がいのある人を取り巻く生活環境は変化しつつあり、保健・福祉・教育など関係機関が連携して、一人ひとりの個性が尊重され、地域とともに生きることのできるまちづくりに取り組むことが必要となっている。

今後は、障がいのある人の自立と社会参加を図るほか、障がい福祉等の機能が十分発揮できる中核的施設の整備、ニーズに応じた適切な「居住の場」を確保できるよう支援するとともに、ユニバーサルデザインのまちづくりを推進していく。

(5) 文化性

ア. 生涯学習

子どもから高齢者まで、生涯にわたって自らを高め豊かな人生を送れるよう、関係機関と連携を図りながら主体的に学ぶ生涯学習の充実に努めている。生涯学習の分野は福祉、健康、環境などの地域づくりに関わっており、これからのまちづくりを支える人材の養成と活動を展開するための総合学習の場として推進していくことが求められる。

今後は、社会教育関連施設の維持管理に努めるとともに、町民の学習ニーズを把握しながら、総合的な学習環境づくりを進めていく必要がある。

イ. スポーツ活動

健康や生きがいづくり、地域・家族間のコミュニケーションを深める方策として、生涯スポーツが重要視されている。本町では、スポーツ活動の拠点として、野球場やテニスコート、体育館、多目的グラウンド、陸上競技場などの体育施設の整備を進めてきたが、既存施設の老朽化が目立ってきている。

今後はスポーツを通じたグループ活動やコミュニティ活動の活性化などの支援策の充実に努めるとともに既存施設の安全性や利便性を考慮し、計画的な修繕及び改修により施設の維持管理に努め、だれもが気軽に参加できる生涯スポーツの振興を図っていく。

ウ. 文化財保護

本町は古くから人が定住した地域の一つであり、有形文化財 2 件、無形民俗文化財 2 件、天然記念物 4 件を指定し、地域文化の伝承、地域の活性化につながる交流資源としての活用に努めている。今後は、さらに文化遺産の調査・保護に努めるとともに、住民との協働により、特色ある本町らしい文化の創造に向けた新しい取り組みを推進し、郷土への理解と愛着を深めるよう努めていく。

2 生活環境施設整備計画

施設の種類	位置及び規模	利用の範囲	対図番号	備考
該当なし				

3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

4 その他の施設の整備に係る事業との関連

該当なし

第10 附 図（別添）

- 1 土地利用計画図（付図1号）
- 2 農業生産基盤整備開発計画図（付図2号）
- 3 農用地等保全整備計画図（付図3号）
- 4 農業近代化施設整備計画図（該当なし）
- 5 農業就業者育成・確保施設整備計画図（該当なし）
- 6 生活環境施設整備計画図（付図6号）

別記 農用地利用計画

(1) 農用地区域

ア. 現況農用地等に係る農用地区域

別添付図1号及び7号農用地利用計画図に示す区域のうち、黄色及び橙色で着色した区域を農用地区域とする。

イ. 現況森林、原野等に係る農用地区域

該当なし

(2) 用途区分

下表の「地区・区域番号」に係る農用地区域内の農業上の用途は、「用途区分」欄に掲げるとおりとする。

地区・区域番号	用途区分
A-1	農地 : 付図1号及び7号に示す区域のうち、黄色で着色した区域（除外する土地を除く）の土地
A-2	
A-3	
A-4	
A-5	
A-6	
A-7	
A-8	
A-9	
A-10	
B-1	農業用施設用地 : 付図1号及び7号に示す区域のうち、橙色で着色した区域（除外する土地を除く）の土地
B-2	
B-3	
B-4	
B-5	